



# 埼玉県報

第253号  
令和3年(2021年)  
10月19日  
火曜日

## 目次

### 告示

- 予算の公表（財政課）
- 情報システム統合基盤サポートデスク等業務委託に関する契約の相手方等の公示（情報システム戦略課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定の解除（水環境課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- クリーニング業法第8条の2第1項の規定に基づくクリーニング師の研修及び同法第8条の3の規定に基づく業務従事者の講習の指定（生活衛生課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及びその職務代理者の住所及び氏名（選挙管理委員会）
- 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及びその職務代理者の住所及び氏名（選挙管理委員会）
- 最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務代理者の住所及び氏名（選挙管理委員会）
- 衆議院小選挙区選出議員選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所（選挙管理委員会）
- 衆議院比例代表選出議員選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所（選挙管理委員会）
- 衆議院比例代表選出議員選挙における衆議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所（選挙管理委員会）
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじの日時及び場所（選挙管理委員会）

## 告 示

### 埼玉県告示第千百六十二号

埼玉県議会令和三年九月定例会において議決された令和三年度埼玉県一般会計補正予算（第十号）、令和三年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第一号）及び令和三年度埼玉県地域整備事業会計補正予算（第一号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和三年十月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

令和3年度埼玉県一般会計補正予算（第10号）

令和3年度埼玉県一般会計の補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ127,168,850千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,595,625,728千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		2,788,325	245,225	3,033,550
	2 負担金	2,555,929	245,225	2,801,154
9 国庫支出金		614,537,023	116,494,304	731,031,327
	1 国庫負担金	114,160,508	5,333,566	119,494,074
	2 国庫補助金	493,917,230	111,160,738	605,077,968
12 繰入金		80,756,508	3,824,164	84,580,672
	2 基金繰入金	79,201,424	3,824,164	83,025,588
13 繰越金		741,728	4,413,157	5,154,885
	1 繰越金	741,728	4,413,157	5,154,885
15 県債		319,945,000	2,192,000	322,137,000
	1 県債	319,945,000	2,192,000	322,137,000
歳入合計		2,468,456,878	127,168,850	2,595,625,728

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		221,139,025	121,986,237	343,125,262
	1 公衆衛生費	181,169,930	121,986,237	303,156,167
7 商工費		297,374,569	70,912	297,445,481
	1 商工業費	296,156,365	70,912	296,227,277
8 土木費		122,366,717	5,111,701	127,478,418
	2 道路橋りょう費	54,593,891	2,269,469	56,863,360
	3 河川費	34,118,833	244,900	34,363,733
	4 都市計画費	22,197,608	2,597,332	24,794,940
歳出	合計	2,468,456,878	127,168,850	2,595,625,728

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
	2 道路橋りょう費	災害防除費	40,000
		電線地中化（道路）整備費	5,000
		バリアフリー安全対策費	70,000
		社会資本整備総合交付金（交通安全）事業費	60,000
		社会資本整備総合交付金（改築）事業費	1,380,000
		橋りょう修繕費	210,000
		橋りょう架換費	500,000
		橋りょう整備事業費	200,000
		緊急浚渫推進費	300,000
		排水機場等維持修繕費	198,000
8 土 木 費		河川改修費	1,217,000

3 河 川 費	社会資本整備総合交付金（河川）事業費	881,000
	河川改修事業費	172,537
	川の再生推進費	140,000
	砂防施設費	20,000
	社会資本整備総合交付金（砂防）事業費	85,000
	社会資本整備総合交付金（急傾斜地）事業費	50,000
	砂防施設事業費	94,000
4 都 市 計 画 費	街路整備費	130,000
	街路改良事業費	110,000
	社会資本整備総合交付金（街路）事業費	320,000

第3表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路事業	5,134,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	6,196,000			(補正前に同じ。)
河川事業	4,067,000	同上	同上	同上	4,161,000			(同上)
砂防事業	431,000	同上	同上	同上	487,000			(同上)



街 路 事 業	1,797,000	同	上	同	上	同	上	2,777,000	( 同	上 )
---------	-----------	---	---	---	---	---	---	-----------	-----	-----

令和3年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度埼玉県公営競技事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 債務負担行為の追加は、「別表債務負担行為補正」による。

別表 債務負担行為補正

追 加

（単位 千円）

事 項	期 間	限 度 額
自転車競技開催業務委託	令和4年度から 令和8年度まで	各年度における事業収入から施行者が負担すべき費用の額及び施行者収益に相当する額を控除した額の合計額

令和3年度埼玉県地域整備事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和3年度埼玉県地域整備事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和3年度埼玉県地域整備事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(2) 主なる建設改良事業	3,913,189 千円	271,250 千円	4,184,439 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「2,862,328千円」を「3,138,868千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	1,542,476	△5,290	1,537,186
第4項 雑収入	5,303	△5,290	13

## 支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	4,404,804	271,250	4,676,054
第1項 建 設 改 良 費	4,204,804	271,250	4,476,054

(継続費)

第4条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	寄居桜沢地区 産業団地整備事業	2,063,137	令和元年度	1,126,936	2,263,137	令和元年度	1,126,936
				令和2年度	514,462		令和2年度	514,462
				令和3年度	421,739		令和3年度	469,689
		羽生上岩瀬地区 産業団地整備事業	1,806,879	令和元年度	1,234,499	2,266,879	令和元年度	1,234,499
				令和2年度	332,600		令和2年度	332,600
				令和3年度	239,780		令和3年度	463,080
					令和4年度	236,700		

# 告 示

## 埼玉県告示第千百六十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年十月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

- 1 購入等件名及び数量  
情報システム統合基盤サポートデスク等業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県企画財政部情報システム戦略課業務効率化推進担当 埼玉県さいたま市  
浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和3年8月12日
- 4 落札者の氏名及び住所  
ネットワンシステムズ株式会社 東京都千代田区丸の内2丁目7番2号 J P タ  
ワー
- 5 落札金額  
86,760,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和3年7月2日

# 告示

## 埼玉県告示第千百六十四号


土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成二十三年埼玉県告示第五百六十一号により指定した土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の土壌汚染対策法第七条第一項の規定により土地の所有者等が指示を受けている区域の指定を次のとおり一部解除する。

令和三年十月十九日

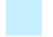
埼玉県知事 大野 元裕

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域
- 二 別図のとおり（埼玉県朝霞市膝折町三丁目千六百九十二番四、千六百九十九番三の一部）
- 三 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
トリクロロエチレン
- 三 講じられた指示措置等  
地下水の水質の測定



要措置区域  
 六価クロム

要措置区域の面積  
 106.62㎡

要措置区域を解除する区域  
 トリクロロエチレン

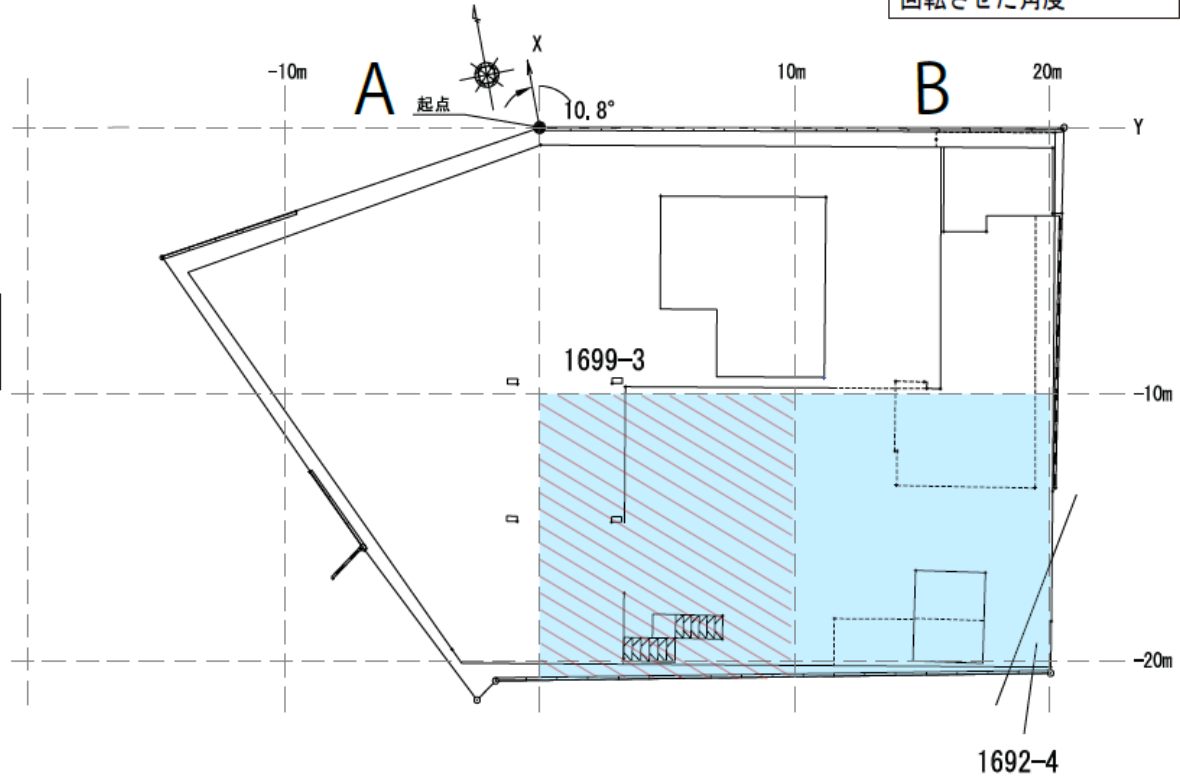
要措置区域を解除する区域の面積  
 213.22㎡

—— : 地番境界  
 —— : 敷地境界

起点  
 起点は朝霞市脇折町3丁目1669-3の最北端とする

格子の回転角10.8°  
 起点から東西方向及び南北方向に10m間隔で引いた線により構成された格子を起点を支点に右方向に回転させた角度

1



## 告 示

### 埼玉県告示第千百六十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和三年十月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

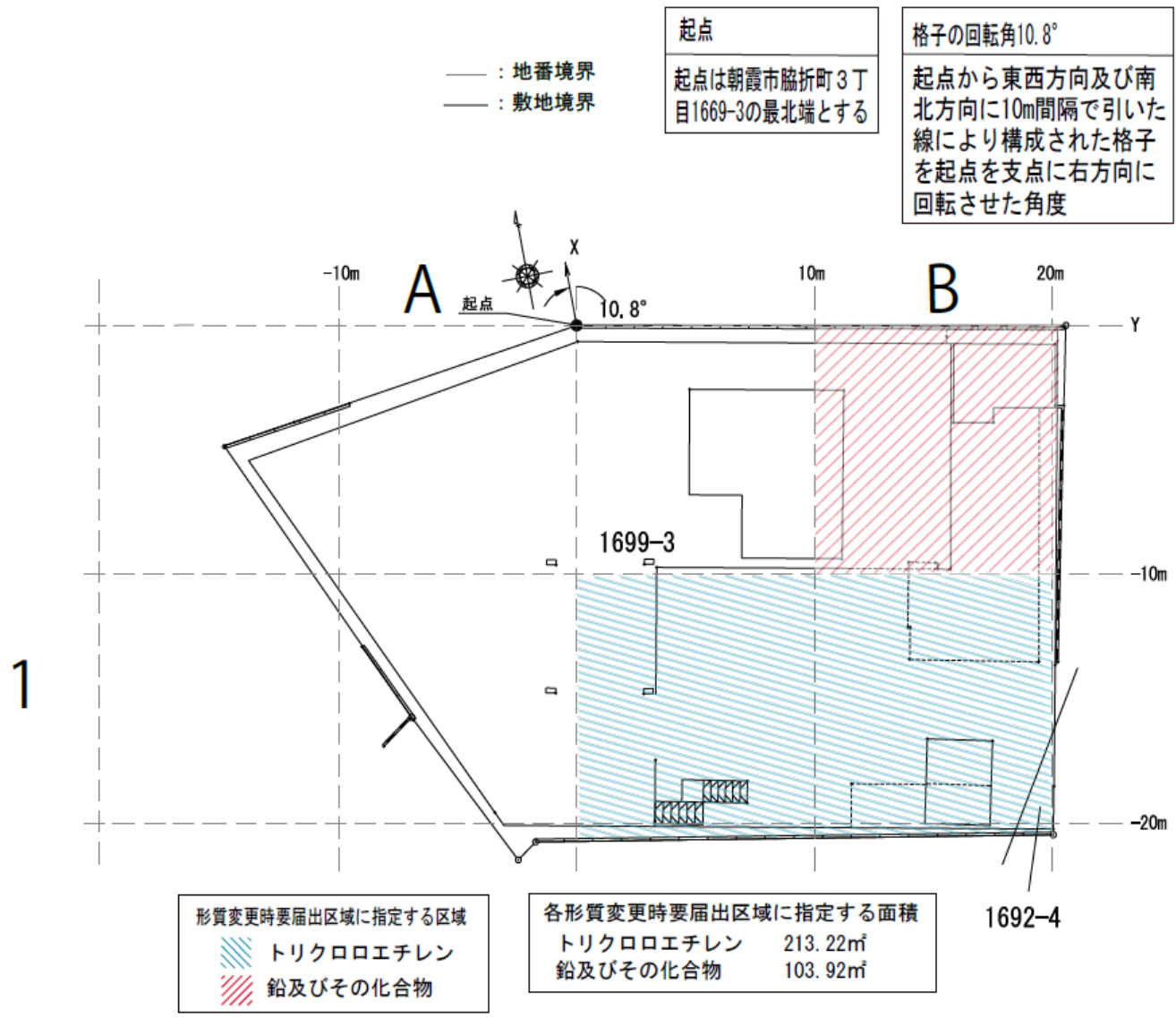
#### 一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県朝霞市膝折町三丁目千六百九十二番四、千六百九十九番

三の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

トリクロロエチレン



## 告 示

### 埼玉県告示第千百六十六号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第八条の三の規定による業務従事者の講習として次のとおり指定した。

令和三年十月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 主催者

東京都港区新橋六丁目八番二号

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

#### 二 通信制により受講するクリーニング師の研修の申込受付期間

令和三年十二月一日から同月二十日まで

#### 三 通信制により受講する業務従事者の講習の申込受付期間

令和三年十二月一日から同月二十日まで

#### 四 受講料

イ クリーニング師の研修の受講料 五千元

ロ 業務従事者の講習の受講料 四千五百円

## 告 示

### 埼玉県告示第千百六十七号

令和三年埼玉県告示第七百六十四号で公示した公共測量は、令和三年九月三十日終了した旨測量計画機関である羽生市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

# 告示

## 埼玉県選挙管告示第六十四号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和三年十月十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田昭文

選挙区名	職務	住所	氏名
第一区	選挙長	埼玉県川越市旭町三丁目十七番地六十一	岡田昭文
第二区	選挙長の職務を代理すべき者	埼玉県白岡市新白岡五丁目十九番十二号	鈴木一真
第三区	選挙長	埼玉県三郷市早稲田三丁目四番地一号棟百十号	山下勝矢
第四区	選挙長の職務を代理すべき者	埼玉県さいたま市緑区東浦和九丁目十六番地二十三	相子知行
第五区	選挙長	埼玉県川越市大字古市場四百六十番地六	山根隆治
第六区	選挙長の職務を代理すべき者	東京都東久留米市学園町一丁目一番九ー百十七号ライオンズガーデンひばりが丘学園町	田中秀一
第七区	選挙長	埼玉県川越市大字的場五百六十一番地九	福永信之
第八区	選挙長の職務を代理すべき者	埼玉県上尾市緑丘一丁目六番二十八ー八号	畔上兼彰
第九区	選挙長	埼玉県行田市長野一丁目十一番十六号	梶一之
第十区	選挙長の職務を代理すべき者	埼玉県川越市新宿町二丁目三番十三号	古川由夏

# 告 示

## 埼玉県選管告示第六十五号

令和三年十月三十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び選挙分会長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和三年十月十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

職 務	住 所	氏 名
選挙分会長	埼玉県川越市旭町三丁目十七番地 六十一	岡 田 昭 文
選挙分会長の職務 を代理すべき者	埼玉県川越市大字古市場四百六十番地 六	山 根 隆 治

# 告 示

## 埼玉県選管告示第六十六号

令和三年十月三十一日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及び審査分会長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和三年十月十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

職 務	住 所	氏 名
審 査 分 会 長	埼玉県三郷市早稲田三丁目四番地一号 棟百十号	山 下 勝 矢
審査分会長の職務 を代理すべき者	九 埼玉県川越市大字的場五百六十一番地	福 永 信 之



## 告 示

### 埼玉県選管告示第六十七号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

令和三年十月十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 日時 令和三年十月十九日 午後七時二十分

二 場所 埼玉県庁本庁舎庁議室

## 告 示

### 埼玉県選管告示第六十八号

令和三年十月三十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

令和三年十月十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 日時 令和三年十月二十一日 午前十時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

## 告 示

### 埼玉県選管告示第六十九号

令和三年十月三十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における衆議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

令和三年十月十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 日時 令和三年十月十九日 午後七時

二 場所 埼玉県庁本庁舎庁議室

# 告 示

## 埼玉県選管告示第七十号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

令和三年十月十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 日時 令和三年十月十九日 午後七時四十五分

二 場所 埼玉県庁本庁舎庁議室